

新ひだか町告示第54号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5及び第167条の11の規定により、令和7年度、令和8年度及び令和9年度において、新ひだか町が発注する役務の提供（給食業務）の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格、資格審査の申請等について、次のとおり定める。

令和6年9月30日

新ひだか町長 大野 克之

一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等

第1 資 格

1 基本的資格要件

新ひだか町が発注する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」と総称する。）に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）の要件は、次の（1）から（5）までのいずれにも該当することとする。

- （1）政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- （2）政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- （3）次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 国税（法人税、所得税、消費税及び地方消費税）
 - イ 都道府県税（法人事業税、法人道民税等）
 - ウ 市区町村民税（住民税等）
- （4）次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- （5）申請者（資格者）又は、その代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が、新ひだか町暴力団の排除の推進に関する条例施行規則（平成25年規則第20号）第4条に定める排除対象者でないこと。

2 契約の種類による資格要件

資格の種類ごとの競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

- （1）役務の提供に係る契約
 - ア 給食業務

- (ア) 令和6年10月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- (イ) 令和3年4月1日から令和6年9月30日までの間に学校、社会福祉施設、医療機関等において、入所者等の給食業務を1年以上、元請けとして履行した実績を有していること。
- (ウ) 営業に関し許可又は認可等を必要とする場合において、これを有している者であること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

また、中小企業組合等が（1）に該当する場合は、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち、別に定める項目にあつては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができる。

- （1）経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- （2）企業組合及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有するものである者が構成員の過半数を占めているとき。

4 審査基準日 令和6年10月1日

第2 資格審査の申請の時期、方法等

1 申請の時期及び方法

- （1）申請の時期及び提出方法は次のとおりとする。ただし、（3）から（5）に掲げる者は、この限りではない。また、持参受付の場合、下記の受付期間のうち、土・日曜日及び祝祭日は除きます。

持参受付期間

令和6年10月2日（水）から令和6年10月30日（水）まで（期限厳守）
受付時間 8時00分～12時00分、13時00分～16時00分

郵送受付期間

令和6年10月2日（水）から令和6年10月30日（水）まで（必着）

- （2）新ひだか町内に本店又は支店、営業所等を有している場合は、1つの本店又は支店、営業所等で申請すること。
- （3）経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業組合等については、（1）によるほか、当該証明を受けたときとする。
- （4）設立の際の構成員の過半数が競争入札参加資格を有する者である企業組合又は協業組合については、（1）によるほか、当該企業組合又は協業組合が設立されたときとする。
- （5）特に町長が必要と認めた者については、町長の指定する日とする。

2 提出先

(1) 資格審査の申請は、あらかじめ指定された申請書及び添付書類を提出する。

ア 持参による受付期間の場合

受付場所 新ひだか町学校給食センター

(教育委員会 教育部 管理課 管理栄養係)

イ 郵送による受付期間の場合

郵送先 郵便番号056-0024

日高郡新ひだか町静内山手町1丁目7番1号

新ひだか教育委員会 教育部 管理課 管理栄養係 (学校給食センター内)

郵送の方法は、簡易書留、レターパック等で配達記録が確認できる方法のみとする。

第3 参加資格を有する者の名簿への登載

参加資格があると認定された者は、当該資格の種類に係る令和7年度、令和8年度及び令和9年度において、新ひだか町が発注する役務の提供（給食業務）に係る競争入札参加資格者名簿に登載される。

第4 資格審査結果の通知等

資格審査の結果は、競争入札参加資格審査結果通知書により、申請書を提出した者に通知する。

第5 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知のあった日から令和10年3月31日までとする。

第6 資格の喪失

競争入札参加資格者が次のいずれかに該当したときは、当該資格は喪失するものとする。

(1) 政令第167条の4に該当したとき。

(2) その他第1の1（第1の1の（3）に規定する資格要件は除く。）、2（第1の2に規定する資格の種類ごとの要件のうち従業員の数に係る資格要件がある場合にはその要件を除く。）又は3に定める要件を欠くに至ったとき。

(3) 競争入札の参加資格申請において、虚偽その他不正な手段により登録を受けたとき。

(4) 営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

(5) 競争入札参加資格の取消しの申出があったとき。

第7 資格審査の再申請

1 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

(1) 競争入札参加資格者の当該資格に係る事業又は営業が相続、合併、譲渡又は会社分割により承継した者

(2) 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である競争入札参加資格者がその構

- 成員（競争入札参加資格者であるものに限る。）を変更したもの
(3) 企業組合又は協業組合である競争入札参加資格者がその構成員を変更したもの

2 再申請の方法

再申請しようとする者は、第2の2に定める提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書及び添付書類を速やかに提出しなければならない。

第8 資格申請内容の変更

1 競争入札参加資格者は、次のいずれかに該当したときは、速やかに変更内容の届出をしなければならない。

- (1) 商号又は名称に変更があったとき。
- (2) 組織に変更があったとき。（協同組合にあつては構成員に変更があったとき。）
- (3) 代表者に変更があったとき。
- (4) 所在地に変更があったとき。
- (5) 電話番号に変更があったとき。
- (6) 使用印鑑に変更があったとき。
- (7) 営業許可等に関する事項（単純更新を含む。）に変更があったとき。
- (8) 有資格者に関する事項に変更があったとき。
- (9) その他、申請内容に変更があったとき。

2 変更届出の方法

変更の届出をしようとする者は、第2の2に定める提出先に、変更届及び添付書類を提出しなければならない。

第9 資格の辞退（喪失）届出

1 競争入札参加資格者は、次のいずれかに該当したときは、速やかに資格辞退（喪失）の届出をしなければならない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) その他第6の資格の喪失要件に該当するに至ったとき

2 辞退（喪失）届出の方法

辞退（喪失）の届出をしようとする者は、第2の2に定める提出先に、辞退（喪失）届及び添付書類を提出しなければならない。